

＜対策のポイント＞

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区【令和8年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）】

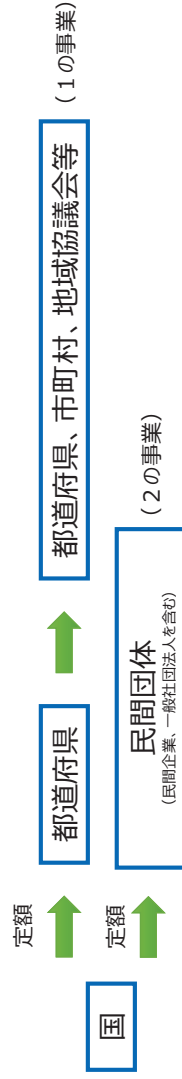
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

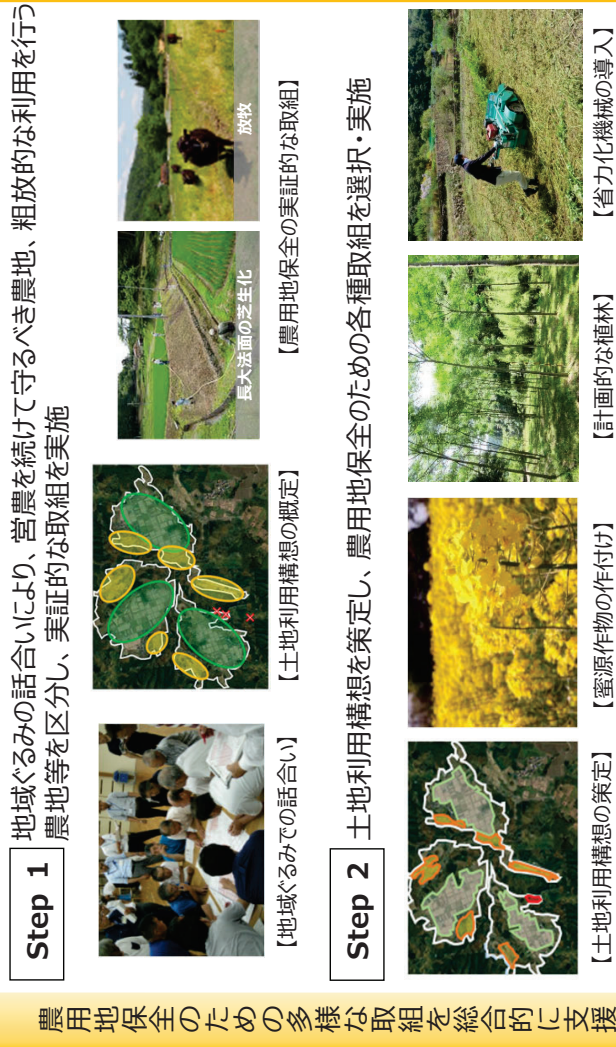
ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

中山間地農業推進対策 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

【令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業や地域計画と連携した農用地保全の取組を支援します。

目標事業

豊田県「令和8年度地域運営組織（100地区）用地保全に取り組む地域運営組織（100地区）」

△ 臨 臣 〇 兼 持 △

1. 農村RMOモデル形成支援事業

むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じて農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定**、**ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組**、**地域計画と連携した農用地保全の取組**を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

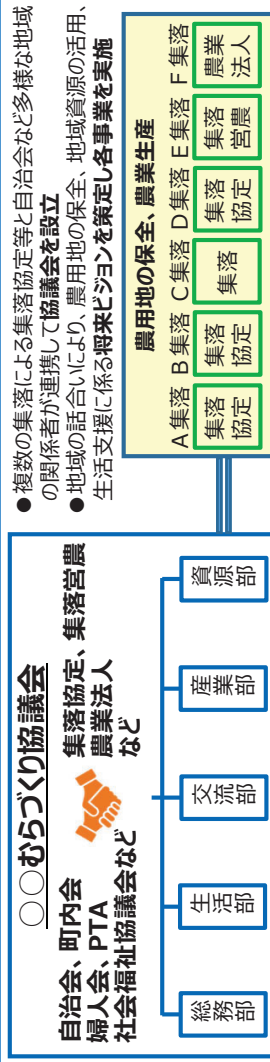
＜事業の流れ＞



※対象地域：8法指定地域等

△ 次々事業▽

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援



地域計画策定区域で、同計画と連携した農用地保全の実施

「お問い合わせ」 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

農山漁村発イノベーション対策 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進します。

<事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人【令和7年度まで】）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊【令和7年度まで】）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。【事業期間：上限2年間】

- ① 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】
- ② 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。
【交付率：定額（上限250万円（年基準額）×事業期間）】
- ③ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）※1

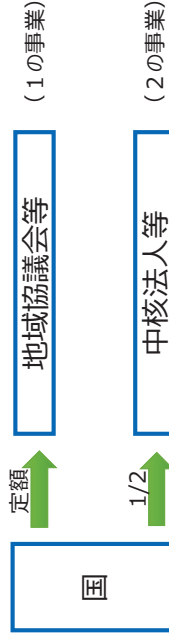
- ① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

- ② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。
【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民泊へ転換する場合は上限100万円を加算）】

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

<事業の流れ>



<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援

地域協議会

小売業

飲食業

宿泊業

金融業

中核法人

旅行業

交通業

農林水産業



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



宿泊施設予約システムの構築



避難所等としての活用



古民家等を活用した滞在施設の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

中山間地域所得確保対策＜一部公共＞

【令和6年度補正予算額 9,592百万円（優先枠を設けて実施）】

＜対策のポイント＞

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

＜事業目標＞

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出〔令和6年度まで〕

＜事業の内容＞

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた取組を支援**します。計画策定に際し、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めます。

1. 中山間地域所得確保推進事業

80百万円

① マーケット調査

国内市場、海外市場に関する調査を支援します。

② 消費者動向調査

農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。

③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析

地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。

④ 生産・販売戦略の検討

これらの調査結果等を踏まえ国内販売や輸出戦略の検討を支援します。

⑤ 中山間地域所得確保計画の作成

販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。

⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

2. 関連事業による優先枠の設定

9,512百万円

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

中山間地域所得確保推進事業【80百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

〔対象地域〕 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

〔実施期間〕 1年間 〔交付率(上限)〕 定額（500万円/地区）

〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現況分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定【9,512百万円】

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

鳥獣被害防止総合対策

【令和6年度補正予算額 5,460百万円】

＜対策のポイント＞

生産基盤の維持・強化や農山漁村環境の改善を図るため、シカ・クマの捕獲対策の強化、生息域の拡大等に対応した侵入防止柵等の整備、効果的な対策の実践に向けた**集落の体制強化**とともに、**ジビエ利用の更なる拡大**に向けた**情報発信**の取組を支援します。

＜事業目標＞

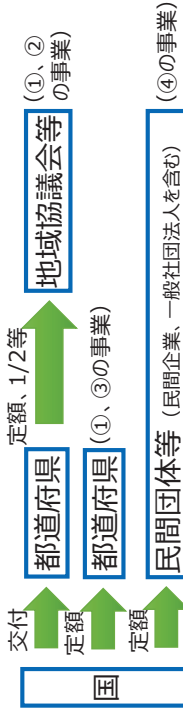
- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 5,300百万円

- ① **シカ・クマの捕獲対策に対する支援**
シカ・クマの農作物被害が増加している地域等を対象に早急に被害を低減させるための捕獲対策を総合的に支援します。
- ② **侵入防止柵等の整備に対する支援**
シカ等の生息域の拡大など周辺環境の変化等に対応するよう、柵の未整備地域等に対し侵入防止柵等の整備を支援します。
- ③ **集落の対策体制強化に対する支援**
被害対策の点検や改善、維持管理等、効果的な対策が実践されるよう、集落の対策体制の強化を支援します。
- ④ **ジビエの情報発信強化に対する支援**
大阪・関西万博を契機とし、ジビエ利用の更なる拡大に向けたコンテンツ展示等を通じた情報発信の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



2. シカによる森林被害緊急対策 160百万円

シカの生息頭数が増え、食害による植生衰退が著しい地域において、集中的な捕獲を推進するため、**生息場所の確認、森林における捕獲等**を実施します。

＜事業の流れ＞

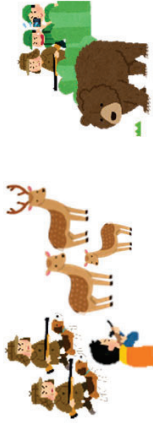


※国有林においては直轄で実施

＜事業イメージ＞

①シカ・クマの捕獲対策の強化

- ・被害要因、生息状況に基づいたシカ・クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援



③集落の対策体制強化

- ・効果的な対策の実践に向けた、集落の対策体制の強化を支援



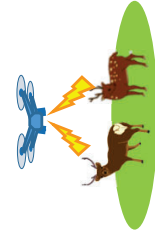
②侵入防止柵等の整備

- ・鳥獣の生息域の拡大を踏まえ、未整備地域等を対象に侵入防止柵等の整備を支援



④ジビエの情報発信の強化

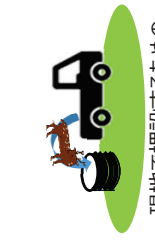
- ・大阪・関西万博会場内外において、ジビエ利用の更なる拡大に向けたコンテンツ展示等による情報発信の取組を支援



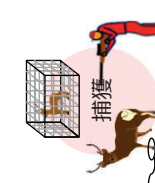
捕獲ポイントの特定調査



ICT技術を活用したわなの配備



現地で埋設するための捕獲個体処理施設の配備等



捕獲

【お問い合わせ先】（１の事業）農村振興局鳥獣対策・農村環境課（03-3591-4958）
（２の事業）林野庁研究指導課（03-3502-1063）